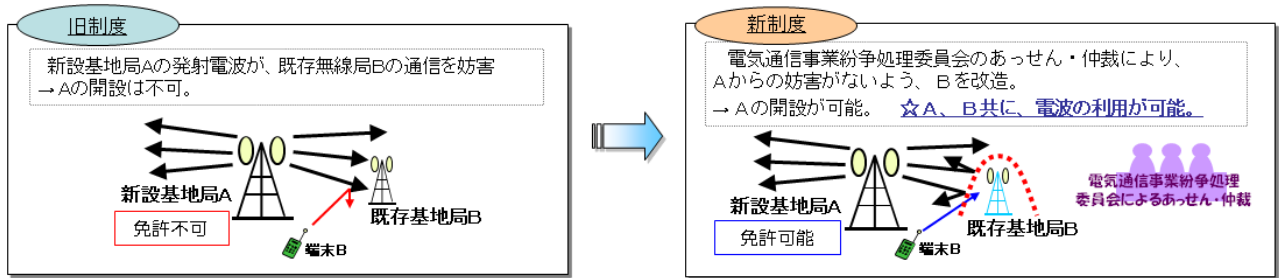


# 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の創設

・ 周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる虞がある。

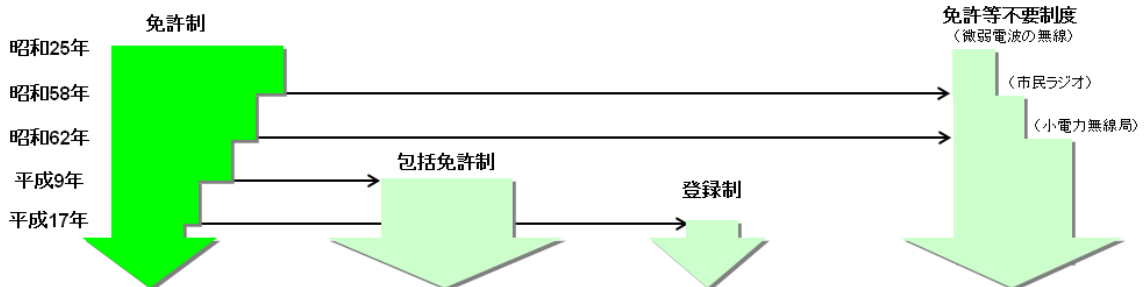
## 電波法・電気通信事業法の一部改正（平成20年4月1日施行）

- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
  - あっせん・仲裁の主体は、電気通信事業紛争処理委員会とする。
  - あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。
    - ・ 電気通信業務の用に供する無線局
    - ・ 放送の業務の用に供する無線局
    - ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
    - ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
    - ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
    - ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
    - ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局
- ※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出することとする。
- ※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならないこととする。
- （無線局運用規則の一部改正）



【出典：総務省作成資料をもとに作成】

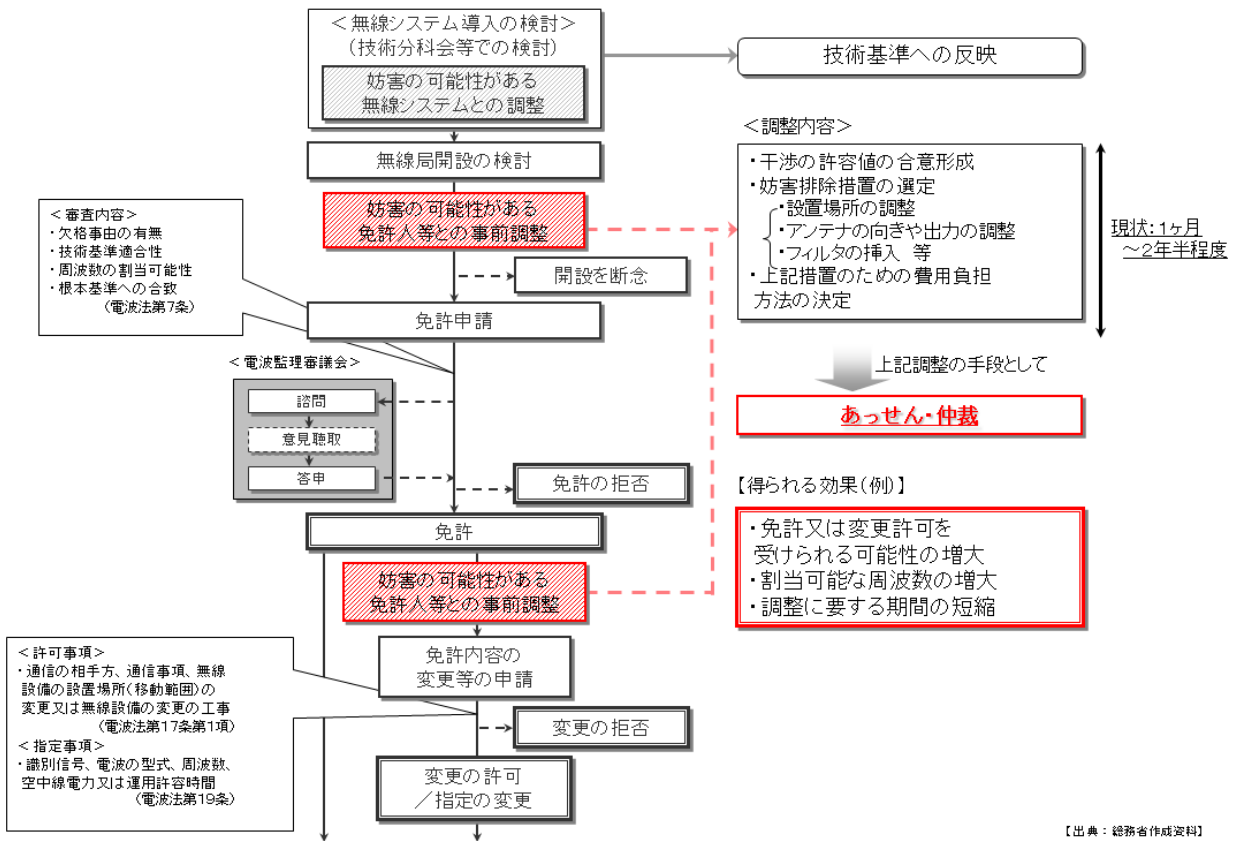
## 〔参考①〕 無線局の開設手続



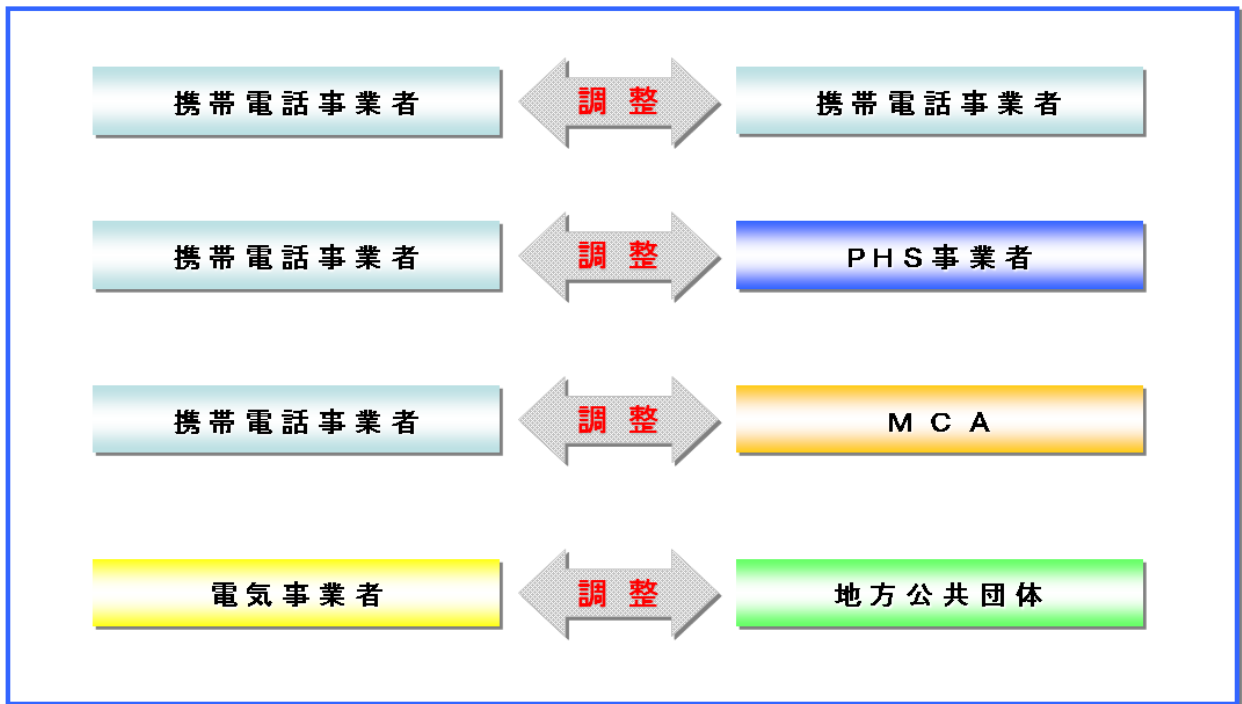
	① 免許	② 包括免許	③ 登録	④ 免許・登録の不要なもの
特徴	個々の無線局としての監視が必要な無線局	基地局等に電波の発射が制御される無線局で、同一規格の無線局を複数開設する場合（技術基準適合表示）	高出力で電波が届く範囲は広いが、混信防止の機能を有すること等により、混信排除が可能な無線局（技術基準適合表示）	空中線電力が10mW以下で、電波が届く範囲が限られる無線局（技術基準適合表示）
開設審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠格事由の有無</li> <li>・ 技術基準適合性</li> <li>・ 周波数の割当可能性</li> <li>・ 無線局の開設の根本的基準への合致</li> <li>・ 財政的基礎（放送をする無線局に限る。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠格事由の有無</li> <li>・ 周波数の割当可能性</li> <li>・ 無線局の開設の根本的基準への合致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠格事由の有無</li> <li>・ 周波数割当計画への適合性等</li> </ul>	-
主な用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話基地局</li> <li>・ 人工衛星局</li> <li>・ 航空機局</li> <li>・ 船舶局</li> <li>・ TVラジオ放送局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話端末</li> <li>・ 業務用無線（共同利用型）</li> <li>・ VSAT地球局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無線LAN（高出力）の基地局等</li> <li>・ PHS基地局（10mW以下）</li> <li>・ 電子タグの読み取り機（高出力）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コードレス電話</li> <li>・ 無線LAN（低出力）</li> <li>・ ワイヤレスマイク（ラジオマイク）</li> <li>・ 自動車レーダ</li> <li>・ 電子タグの読み取り機（低出力）</li> </ul>
無線局数 （平成19年12月末）	約350万局 （約3.3%）	約1億251万局 （約96.7%）	4,359局 （約0.0%）	不明
年間件数 （平成18年）	約150万件	7,334件	1,605件	-

【出典：総務省作成資料】

[参考②] 無線局開設手続とあっせん・仲裁(免許局の場合)



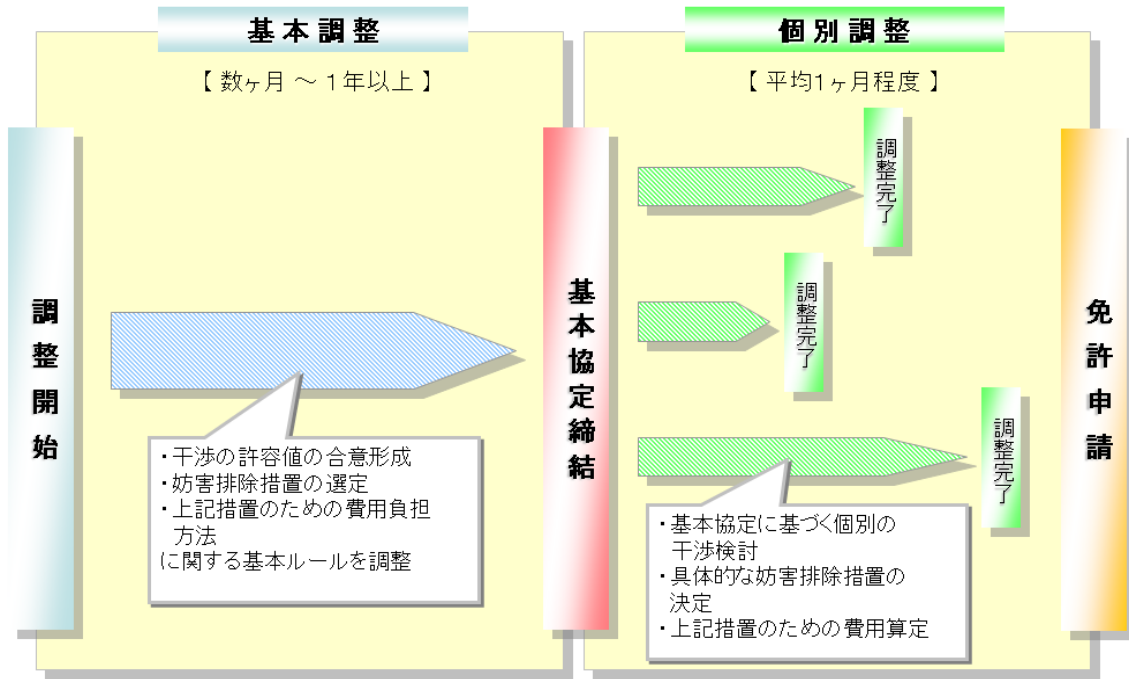
[参考③] 無線局間の調整の実績(最近の事例)



[出典: 総務省作成資料]

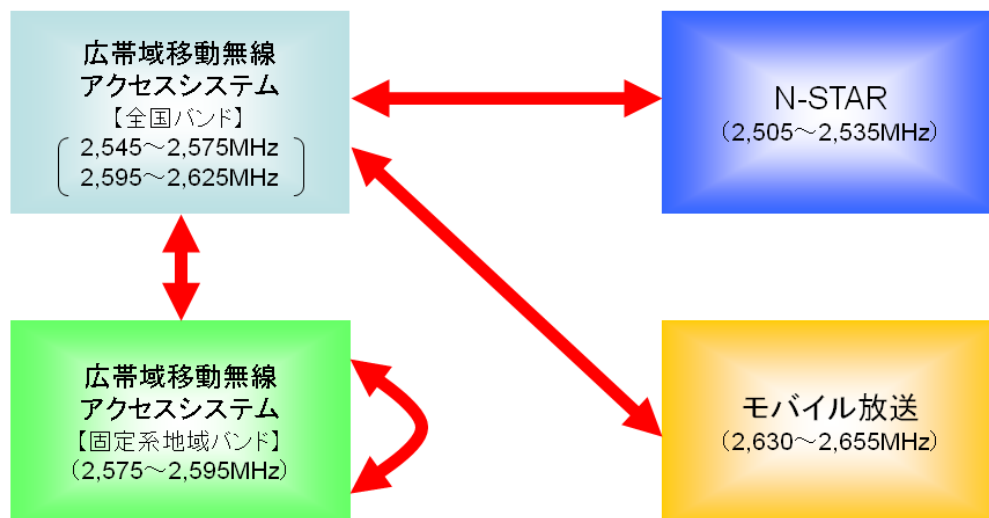
[参考④]無線局間の調整の流れ(携帯電話・PHSの例)

- 携帯電話事業者やPHS事業者においては、混信防止のための基本的ルールを調整し、協定を締結。
- 当該協定に基づいて個別の基地局ごとに干渉を検討、必要に応じて個別に措置。



[参考⑤]今後想定される調整事案の例

広帯域移動無線アクセスシステム  
(WiMAX、次世代PHS)



[参考⑥] 無線局間の調整における主な論点

無線局の開設等に際して既存無線局との間で行われる調整が難航する場合には、概ね大半は次の3つの論点について意見が衝突している模様。

- ・干渉許容レベルについての認識差の調整
- ・妨害回避策の選定  
(出力の低減、アンテナの方向の変更、干渉低減フィルタの追加、周波数変更等から選定)
- ・上記回避策のための費用の負担方法の決定

(「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」事務局アンケート・ヒアリング結果による。)

【出典：総務省作成資料】

[参考⑦] 無線局等間の調整事項と申請手続等との関係(免許局間の場合)

無線局等間の調整対象となるのは、無線設備(工事設計)や免許状記載事項に係る事項が多く、調整の結果、これらに変更が生じる場合には、無線局開設の免許等又は変更許可等の手続が必要となる。

調整事項	免許状記載事項			工事設計/無線設備 (§6Iの等、§17)					運用上の取り決め
	設置場所 (§6I④、§17)	指定事項 (§6I⑤等、§19)		空中線			送信機	無線設備系統図	
		空中線電力	周波数	運用許容時間	型式名	利得			
離隔距離をとる	○								
アンテナの向きの変更		○						○	
アンテナの種類変更 (例:指向特性を強いものに変更)		○			○	○			○
フィルタの挿入								○	
空中線電力を下げる		○						○	○
周波数の変更			○					○	
運用時間が重ならないようにする				○					○

(条項番号は、電波法のもの。)  
【出典：総務省作成資料】